

しまね長寿の住まいリフォーム助成事業補助金交付要綱

一般財団法人島根県建築住宅センター

(趣旨)

第1 この要綱は、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）が実施する「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」の補助金交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 「整備基準」とは、「住宅の品質確保の推進等に関する法律」に基づく住宅性能表示基準の「高齢者等配慮対策等級3」程度をいう。

(補助金交付の対象者等)

第3 補助金交付の対象者及び補助金の額等は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で本事業を実施するものとする。

申込み期間	年度ごとに、年度開始日から補助金の額が予算に達する日までとする。										
補助金交付の対象者	県内に存する既存一戸建て住宅の所有者とする。										
補助金交付の対象となる住宅	65歳以上の高齢者若しくは身体障がい者と同居する住宅又は年齢が55歳以上の者が世帯主である住宅で、バリアフリー改修を実施し、一定の「整備基準」に適合させる住宅とする。										
バリアフリー改修に要する工事費の制限	バリアフリー改修に要する工事費（以下、「補助対象工事費」という。）は、20万円以上500万円以内かつ補助対象工事以外の工事を含む総工事費の1/2以上とする。										
補助金の額及び限度額	<p>補助金の限度額は一戸あたり40万円とする。 算定方法は、各部位における補助対象工事費の23%以内（千円未満の端数は切り捨てる）で、各部位ごとの限度額は下表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>部位</th><th>限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>浴室</td><td>25万円</td></tr><tr><td>トイレ</td><td>15万円</td></tr><tr><td>廊下・階段</td><td>15万円</td></tr><tr><td>居室</td><td>10万円</td></tr></tbody></table>	部位	限度額	浴室	25万円	トイレ	15万円	廊下・階段	15万円	居室	10万円
部位	限度額										
浴室	25万円										
トイレ	15万円										
廊下・階段	15万円										
居室	10万円										

(補助金の申込み)

第4 補助金交付の対象者(以下「申込者」という。)は、工事を着工するまでに、しまね長寿の住まいリフォーム助成事業補助金申込書(様式1)(以下「申込書」という。)に次に掲げる図書及び書類を添えて建築住宅センターに補助金の利用を申し込むものとする。

- (1) 住民票の原本(世帯主を含む世帯全員の年齢が分かるもので個人番号の記載がないもの)
- (2) 障がい者手帳の写し(身体障がい者と同居する場合に限る。)
- (3) 委任状(代理者によって補助金の申込みを行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類)
- (4) 工事内容説明書
- (5) 工事場所を記入した付近見取図
- (6) 工事概要を記載した平面図(現況及び改修計画がわかるもの)
- (7) 補助対象チェックシート
- (8) 補助対象工事及びその他の工事の内訳書(各部位ごとの構成が判別できるもの)
- (9) 写真(工事予定箇所の状況)

2 建築住宅センターは、第1項の申込書を受理したときは、その申込み内容を審査のうえ、補助金利用予定者(以下「利用予定者」という。)を選定し、その結果について申込者に通知書(様式2又は様式3)を送付するものとする。

3 前項の通知を受けた申込者は、通知の日から起算して30日以内に着工し、着工後速やかに建築住宅センターに工事着工届(様式4)を提出しなければならない。

(補助金の利用辞退)

第5 利用予定者は、補助金の利用を辞退する場合には、補助金利用辞退届(様式5)により、速やかに建築住宅センターに届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第6 利用予定者は、工事完了後、補助金交付申請書(様式6)に次に掲げる図書及び書類を添えて、建築住宅センターに提出するものとする。

ただし、当該申請書に添えるべき図書及び書類のうち(1)～(6)については、第3の補助金の申し込みの際に提出した図書又は書類と当該内容が同一であるものについては、当該申請書に添えることを要しない。

- (1) 住民票の原本(世帯主を含む世帯全員の年齢が分かるもので個人番号の記載がないもの)
- (2) 障がい者手帳の写し(身体障がい者と同居する場合に限る。)
- (3) 委任状(代理者によって補助金の交付申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類)
- (4) 工事概要を記載した平面図(現況及び改修計画がわかるもの)
- (5) 補助対象チェックシート
- (6) 補助対象工事及びその他の工事の内訳書(各部位ごとの構成が判別できるもの)
- (7) 請負契約書等の契約額が確認できる書類の写し
- (8) 写真(補助対象部分の完成状況)
- (9) 申請者名義の通帳の写し(口座名義人、金融機関名、口座番号等の記載があるもので表紙と1ページ)

(補助金の支払い)

第7 建築住宅センターは、第6の規定による補助金交付申請書を受理したときは、提出された関係書類等及び現場検査により申請内容を審査し、適当と認めるときは、申請者へ補助金交付決定通知書(様式7)を送付するとともに、申請者が指定する口座へ速やかに補助金を振り込むものとする。

2 前項の審査の結果、適当と認められなかったときは、申請者に審査結果通知書(様式8)を送付する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。